

マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 第4回口頭弁論と報告集会

- 日時 2017年1月24日(火曜日) 11時00分開廷 (傍聴券交付予定ありません)
 - 場所 東京地方裁判所(裁判所合同庁舎) 1階 103号法廷(約100人傍聴可)
(所在地:東京都千代田区霞が関1-1-4)
 - 交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分
東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分
 - スケジュール
10時45分 ミニ説明
・東京地裁103号法廷脇の待ち合わせスペースに集まり、当日の期日進行について簡単に説明します。法廷で原告席に座りたい方の希望も、このときに確認します。
11時00分 開廷
・直接、東京地裁103号法廷にお越しください。
・原告が、プライバシー権や人格権に対する番号制度の危険性を検討する前提として、被告国に説明を求める事項を記した求釈明書を陳述する予定です。
・これに対して被告国が原告の求釈明に対する回答書(提出期限1月13日)を陳述する予定です。
閉廷後 報告集会
・となりの弁護士会館10階1008会議室に移動して報告集会を行います。
- ★裁判はどなたでも傍聴できます。一人でも多くの方の傍聴が裁判の支援になります。
★手荷物検査に長い列ができる場合があります。時間に余裕をもって法廷にお入りください。
- お問い合わせ マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団
電話03-3586-3651(東京合同法律事務所 担当:瀬川弁護士)

